

## 【地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス】

- 1 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、LIFE(科学的介護情報システム(Long-term care Information system For Evidence)への登録欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に○印を付してください。
- 2 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算(減算)の届出については、「平面図」(別紙 6)を添付してください。
- 3 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類(「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」(別紙 7)又はこれに準じた勤務割表等)を添付してください。
- 4 「割引」を「あり」と記載する場合は「地域密着型サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」(別紙 5-2)を添付してください。
- 5 「訪問看護体制減算」、「看護体制強化加算」及び「サテライト体制未整備減算」については、「看護体制及びサテライト体制に係る届出書」(別紙 8-3)を添付してください。
- 6 「緊急時訪問看護加算」「特別管理体制」「ターミナルケア体制」については、「緊急時(介護予防)訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」(別紙 8)を添付してください。
- 7 「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算(減算)の届出については、それぞれ加算(減算)の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。
- 8 「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に記載してください。
- 9 「入浴介助加算」については、浴室の平面図等を添付してください。
- 10 「栄養ケア・マネジメントの実施の有無」及び「栄養マネジメント強化体制」については、「栄養マネジメント体制に関する届出書」(別紙 11)を添付してください。
- 11 「夜間看護体制」については、「夜間看護体制に係る届出書」(別紙 9)を添付してください。

12 「看護体制加算」については、「看護体制加算に係る届出書」(別紙 9-3)を、「看取り介護体制」については、「看取り介護体制に係る届出書」(別紙 9-4)を添付してください。

13 「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」(別紙 12)～(別紙 12-6)までのいずれかを添付するとともに、「サービス提供体制強化加算(地域密着型・総合事業)」のページを確認してください。

14 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。

看護職員、介護職員、介護従業者、介護支援専門員の欠員(看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。)…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。

15 「日常生活継続支援加算」については、「日常生活継続支援加算に関する届出書」(別紙 16)を添付してください。

16 「入居継続支援加算」については、「入居継続支援加算に係る届出書」(別紙 20)を添付してください。

17 「配置医師緊急時対応加算」については、「配置医師緊急時対応加算に係る届出書」(別紙 21)を添付してください。

18 「テクノロジーの導入」については、「テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書」(別紙 16-2)、「テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書」(別紙 20-2)、「テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書」(別紙 22)のいずれかを添付してください。

19 「褥瘡マネジメント加算加算」については、「褥瘡マネジメントに関する届出書」(別紙 23)を添付してください。

※ 地域密着型介護予防サービスについて、一体的に運営がされている地域密着型サービスに係る届出の別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要です。

## 【居宅介護支援】

1 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、LIFE(科学的介護情報システム(Long-term care Information system For Evidence)への登録欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に○印を付してください。

2 居宅介護支援のうち、「特定事業所加算」の加算 1、加算 2、加算 3、「特定事業所医療介護連携加算」及び「ターミナルケアマネジメント加算」については、「特定事業所加算(1)~(3)・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書(居宅介護支援事業所)」(別紙 10-3)を、「特定事業所加算(A)」については、「特定事業所加算(A)に係る届出書(居宅介護支援事業所)」(別紙 10-4)を添付してください。また、「情報通信機器等の活用等の体制」については、「情報通信機器等の活用等の体制に係る届出書」(別紙 10-5)を添付してください。

## 【介護予防・日常生活支援総合事業】

1 「割引」を「あり」と記載する場合は「指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」(別紙 27)を添付してください。

2 「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」(別紙 29)を添付するとともに「サービス提供体制強化加算(地域密着型・総合事業)」のページを確認してください。